

岩手県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の収納に関する事務を令和4年4月1日次の者に委託した。

令和4年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる